

「障害福祉サービス」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく＜居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護＞（以下「居宅介護等」という。）を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
7. サービスの利用に関する留意事項.....	7
8. サービス実施の記録について.....	8
9. 損害賠償保険への加入.....	8
10. 苦情の受付について.....	9

社会福祉法人 府中町社会福祉協議会
(事業所名) 府中町ホームヘルプセンターふれあい
当事業所は県の指定を受けています。
(広島県指定 第3413200068号)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 府中町社会福祉協議会
所在地	広島県安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内
電話番号	082-285-7278
代表者氏名	会長 小 濱 樹 子
設立年月	昭和53年11月24日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所 3413200068
事業の目的	居宅において生活する障害者(児)に対し適切な介護を提供する
事業所の名称	府中町ホームヘルプセンターふれあい
事業所の所在地	広島県安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内
連絡先	TEL (082) 285-7923 FAX (082) 236-3463
管理者氏名	三 浦 輝 美
事業所の運営方針について	利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、介護・家事・生活全般に関する相談及び助言・通院時における移動介護及びその他生活全般にわたる援助を行う。
開設年月	平成15年4月1日
事業所が行っている他の業務	地域生活支援移動支援事業 平成18年10月1日指定 (広島県 3463000012) 訪問介護事業 平成12年2月29日指定 (広島県 3473200156)

3. 事業実施地域

府中町域

4. 営業時間

営業日	月曜日～日曜日 (12月29日～1月3日までを除く)
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 (携帯) 090-1180-0847 (ただし携帯電話により24時間連絡可能)
サービス提供時間	月曜日～日曜日 午前6時～午後8時までとする

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	訪問介護員
1. 事業所長（管理者）	1	
2. サービス提供責任者	3	（兼務）
3. 訪問介護員（登録ヘルパー）		10

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護及び移動支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）「居宅介護計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町が決定した居宅介護の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス区分及びサービス内容〉

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排泄介助…排泄の介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- 見守り…日常生活上身体の安全の確保しつつ見守りを行います。
- その他必要な身体介護を行います。

※ 医療行為はいたしません。

② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理…利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
- 見守り…日常生活上で身体介護を伴わない見守りの援助
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③ 通院介助…身体の安全を保つ介護・介助を行いながら受診介助を行います。

身体の安全を確認する見守りを行い安全に受診できるように介助します。

- ④ 重度訪問介護（身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援します。）
脳性まひなどの全身性障害がある方など、日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。
身体介護、家事援助、見守り等を行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。
- ⑤ 同行援護（視覚障害により移動に著しい困難を有する方の外出に同行します。）移動に必要な情報提供（代筆・代読を含む）を行うとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
- ⑥ 行動援護＜知的障害者・精神障害者＞（外出の介助を行います。）
官公庁や銀行等の公共機関への用務など、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

（２）利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、通常 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の 1 割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。6 頁に記載する個別減免が適用される場合には減免後の金額になります。

＜2 人のホームヘルパーにより訪問を行った場合＞

☆ 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意を得て 2 人のヘルパーでサービスを提供した場合には、2 倍の利用者負担額をいただきます。

＜利用者負担額の上限等について＞

☆ 介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）利用者負担額は、市町が上限を定めています。

☆利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出下さい。

☆当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理に掛かる費用（月額 1, 5 9 0 円）をお支払いいただきます。

＜償還払い＞

☆ 介護給付費額を事業者が代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町に申請すると介護給付費が支給されます。）

(3) サービス提供に要する実費負担額（介護給付費の対象とならない負担額）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。所定の交通費(実費相当)または自動車を使用した場合、通常の実施地域を超えた地点からは路程1キロメートルあたり20円を交通費として頂きます。サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。
- ② 「移動介護」や「通院介助」においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料、食事代500円分以上について等が必要な場合は、サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護サービス料金】

下記料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額

下記の利用料より1割の利用者負担金の支払いをいただきます。(収入の状況により上限が設定されています)

5級地 10.60円 ※早朝・夜間は25%・深夜は50%割増料金が加算されます。

	30分未満	30分以上45分未満	45分以上1時間未満
居宅家事 (家事援助)	1,123円	1,621円	2,088円
	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1.5時間未満
居宅身体 (身体介護)	2,713円	4,282円	6,222円
重度訪問介護		1,971円	2,936円
通院身体介護決定 (身体介護あり)	2,713円	4,282円	6,222円
通院基本決定 (身体介護なし)	1,123円	2,088円	2,915円
同行援護	2,024円	3,201円	4,621円
行動援護 知的・精神・児童	3,052円	4,632円	6,561円

※加算	算定要件
初回加算（月） 2, 120円	サービス提供責任者が、新規利用者に対し、居宅介護計画の作成とともに初回訪問時に自らがサービス提供を行う又は事業所のヘルパーに同行訪問した場合
緊急時対応加算（月2回まで） 1, 060円（1回）	家族の入院等による利用者からの緊急要請により、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更及びヘルパーの手配、場合によっては自らがサービス提供を行った場合
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ（月） （居宅介護・同行援護＝34.7%） （重度訪問介護＝27.5%） （行動援護＝31.2%）	介護職員の処遇に関する措置として、サービス別の基本サービス費に各種加算・減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定する
特定事業所加算区分（Ⅱ） （回）（居宅介護・同行援護）	事業所が人材要件・体制要件において算定要件を満たした場合に基本単位数に10%加算した単位数を算定する

（４）利用者負担額について

障害福祉サービスの利用者負担は、所得に応じて次の表の負担上限額が設定されます。一か月に利用したサービス量にかかわらず、上限額以上の負担は生じません。

区分等	対象となる人	上限額(月額)
一般2	市町村民税課税世帯で一般1に該当しない人	37,200円
一般1	居宅で生活する障害者	市町村民税課税世帯で所得割16万円未満の人
	施設等に入所する20歳未満の障害者	市町村民税課税世帯で所得割28万円未満の人
	障害児	市町村民税課税世帯で所得割28万円未満の人
低所得	低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない人
	低所得1	市町村民税非課税世帯で、障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の人
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円 (自己負担なし)

（５）利用者負担額及び実費負担額の支払い方法

前記（２）、及び（３）の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

ア. 現金支払

イ. ゆうちょ銀行からの自動引き落とし

ウ. 広島銀行安芸府中支店からの自動引き落とし

※ 引き落としにかかる手数料	ゆうちょ銀行	1件	10円
	広島銀行	1件	110円

(6) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない場合はキャンセル料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	600円

- ③ 市町が決定した「支給量」内で、当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により、利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(7) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ☆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等に遠慮なくご相談ください。

(2) サービス提供について

- ☆ サービスは、「居宅介護計画」に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ☆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する必要がある場合には電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

☆ 訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更をします。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は、速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て、利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）⑥ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為 |
|--|

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にもその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、事前の打ち合わせにより、利用者の主治医及び緊急連絡先の家族等にも連絡し、必要な措置を講じます。

10. 損害賠償保険への加入

本事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償保険に加入しています。

11. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞ [職名] 管理者 三浦 輝美

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

府中町ホームヘルプセンターふれあいに関する苦情・相談について

苦情処理窓口	府中浜田本町5番25号(ふれあい福祉センター2F) 府中町ホームヘルプセンターふれあい(電話082-285-7923) 担当者 三浦 輝美 (管理者)
苦情処理を行うための処理体制	
府中町の窓口	府中町福祉課障害者福祉係(電話082-286-3161)
広島県の窓口	広島県福祉サービス運営適正化委員会(電話082-254-3419)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

府中町役場 福祉課障害者福祉係	所在地 安芸郡府中町大通3-5-1 電話番号 082-286-3161 FAX082-283-5775 受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日は除く)
--------------------	---

(3) 広島県福祉サービス運営適正化委員会

広島県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館 電話番号 082-254-3419 FAX082-569-6161 受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時 (土・日・祝日は除く)
-------------------	--